

秋田県子ども・女性・障害者相談センターは・・・

子ども・女性・障害者に関することや、 こころの健康の相談・支援機能を一体化した 新しい相談施設です。

中 央 児 童 相談所 女性相談 支 援 センター 福 相 談 センター 精神保健 福 祉 センター

秋田県子ども・女性・障害者相談センター



【施設の概要】

場 所:秋田市手形住吉町3番6号

面 積: 敷地面積:6,248㎡、延床面積:3,096㎡

構造:鉄筋コンクリート造2階建て

令和5年 4月1日 開 所

●センターの組織体制と主な業務

秋田県子ども・女性・障害者相談センター

福祉相談·連携推進部

(身体障害者更生相談所) (知的障害者更生相談所)

【連携推進】

- 福祉総合案内窓口の対応
- 連携推進に係る調整業務

【身体障害者相談】

- 自立支援医療(更生医療)、 補装具費等の医学的判定
- 身体障害者手帳の審査・交付

【知的障害者相談】

● 療育手帳の判定・交付

精神保健福祉部

(精神保健福祉センター)

【精神保健福祉】

- 精神保健福祉に関する相談 (依存症含む)
- 保健所・市町村等における精神保健福祉活動の技術援助
- ひきこもり相談支援センターの 運営

児童女性相談部

(中央児童相談所 女性相談支援センター)

【児童相談】

- 子どもの養育、児童虐待等に関する 相談・支援
- 児童の一時保護

【女性相談】

- DV被害女性に関する相談・支援
- 困難女性支援法に基づく相談・支援
- 女性・同伴児童の一時保護
- 自立支援

子ども

複合的な相談内容にも各部門が連携して対応します。

例えば

女性

- ・児童虐待の背景に保護者の精神疾患が疑われる
- ・DVと児童虐待が同じ家庭で発生している



センター内で連携して対応

こころ の健康 障害

子どもに関する相談

18歳未満の子どもの福祉や健全育成に関する相談、子どもが明るく健やかに成長していくための支援などを行います。

児童女性相談部 (中央児童相談所)

このような相談に対応します

- 家庭で子どもを育てることが難しい。
- 子どもにきつく当たってしまう。子育てがうまくいかない。
- 保護者から、暴力や暴言、放任などの扱いを受けている子どもがいる。
- ことばや運動など、子どもの発達の遅れやかたよりが気になる。
- 盗み・暴力・家出など、子どもに問題行動がある。
- 落ち着きがない・こだわりが強い・友達と遊べないなど、子どもの生活の中で気になる 行動がある。



このような支援をします

【面接·助言等】

子どもや保護者、関係機関から話を聴き、相談内容に応じた助言を行います。また、必要な期間、継続的に面接を行う場合もあります。

【里親委託·児童福祉施設入所】

家庭から離れて生活する必要がある子どもに、家庭に代わる生活環境を提供します。

【その他】

子どもの安全を緊急に確保したり、子どもの行動を観察する必要がある時に、一時保護する場合もあります。また、より適切に対応できる機関を紹介する場合もあります。



相談の方法は…

来所相談

事前に電話での予約をお願いします (☎ 018-827-5200) 相談時間 8:30~17:15 (※平日)

電話相談

18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。

② 018-827-5200

3 0120-42-4152 (通話無料24時間対応)

児童相談所虐待防止ダイヤル

189 (全国共通)

メール相談

soudan@mail2.pref.akita.jp



女性の悩みや困りごと、心配事に関する相談に応じます。 また、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談に応じます。 児童女性相談部 (女性相談支援センター

このような相談に対応します

- 夫や恋人からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)で困っている。
- 夫婦の問題(離婚問題等)や家族の不和等で悩んでいる。
- 男女関係のトラブル(ストーカー行為等)や人間関係で悩んでいる。
- 生活上の問題(生活費や住居等)で困っている。
- 悩みごとを誰に(どこに)相談したらよいか分からない。



このような支援をします

【相談援助】

相談者が抱える不安や問題の解消に向けて、様々な支援策を活用しながら援助します。



心理職員とのカウンセリングを通じて、こころのケアを行います。

【一時保護】

保護が必要と判断された方を安全な場所で保護します。

【女性自立支援施設の利用】

中長期的な支援が必要な方には、施設を利用しながら自立に向けた支援をします。

【配偶者暴力相談支援センター機能】

相談の方法は…

来所相談

事前に電話での予約をお願いします (☎ 018-835-9052) 相談時間 8:30~17:15 (※平日)

女性ダイヤル相談

☎018-835-9052 8:30~21:00(※平日)、9:00~18:00(土日祝)

DVホットライン

②0120-783-251 8:30~21:00(※平日)、9:00~18:00(土日祝)

メール相談

jyosou@mail2.pref.akita.jp

※「平日」については、年末年始を除きます。

りんたいしょうがい かん そうだん 身体障害に関する相談

身体に障害のある方の専門的な相談に応じます。

福祉相談•連携推進部(身体障害者更生相談所)

--- このような相談に対応します

- 肢体不自由、心臓、腎臓などの身体の障害を 軽くしたり、回復させたりする自立支援医療(更生医療)を受けたい。
- 車いす、義足、補聴器など(補装具[※])の給付を受けたい。
 - ※補装具とは、損なわれた身体の一部や損なわれた身体機能を補うための用具のことです。
- 各種福祉サービス等を利用するために身体障害者手帳の交付を受けたい。

※各種手続きの申請は、お住まいの市町村(障害福祉窓口)になります。



このような業務を行います

身体障害者手帳の交付の審査 (秋田市にお住まいの方を除く) や、補装具、自立支援医療(更生医療)の医学的判定を行います。

来所相談

事前に電話での予約をお願いします (☎ 018-831-2301)

相談時間 8:30~17:15 (※平日)

※「平日」については、年末年始を除きます。

まてきしょうがい かん そうだん **知的障害に関する相談**

はん 18歳以上の方について、療育手帳の対象に該当するかどうかの判でいます。 かぞく たい じょげんなど おこな でを行うとともに、その家族に対する助言等を行います。

ふくしそうだん れんけいすいしんぶ 福祉相談・連携推進部

ҕてきしょうがいしゃこうせいそうだんしょ (知的障害者更生相談所)

このような相談に対応します

かくしゅふくし など りよう りょういくてちょう こうふ う

● 各種福祉サービス等を利用するために療育手帳の交付を受けたい。

りょういくてちょう しんせい す しちょうそんやくば しょうがいふくしまどぐち ※療育手帳の申請は、お住まいの市町村役場の障害福祉窓口になります。

このような業務を行います

りょういくてちょう かん しょうがいていど はんてい こうふ おこな

療育手帳に関する障害程度の判定と交付を行います。

らいしょそうだん **来所相談**

 じぜん でんわ よやく ねが

 事前に電話での予約をお願いします(☎ 018-831-2303)

相談時間 8:30~17:15 (平日)

へいじっ ねんまつねんし のぞ ※「平日」については、年末年始を除きます。

こころの健康に関する相談

心の問題や病気で困っているご本人やご家族からの相談に応じるとともに、精神保健福祉の関係機関に専門的立場から助言を行います。

精神保健福祉部 (精神保健福祉センター)

このような相談に対応します

- 人と上手に付き合えない。
- 眠れない日が続いている。
- ストレスから、こころや体の変調を感じている。
- アルコール、薬物、ギャンブルなどをやめられない。
- 6か月以上学校や職場などの社会からひきこもっている。
- 家族以外の人との接触がない。



このような支援をします

こころの電話相談 2018-831-3939

対応時間 9:00~16:00 (平日) 、10:00~16:00 (土日祝)

※年末年始を除き、毎日対応します。相談が込み合い、つながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

こころの健康相談【来所相談】 (予約用電話:018-831-3946)

精神科医、保健師、心理職員等が面接相談に応じます。

対応時間:9:00~16:00 (※平日) ※年末年始を除く。あらかじめ、電話予約が必要です。

ひきこもり相談支援センター 6018-831-2525

18歳以上の方でひきこもり状態にあるご本人やご家族などからの電話・面接相談をお受けします。匿名相談も可能です。 対応時間 10:00~16:00 (※平日)

עם (אַדְם אונאיטוונא 10.00 בון נאיטוונא

※年末年始を除く。面接相談はあらかじめ電話予約が必要です。



このような業務を行います

- 依存症本人向けの、回復支援プログラムを行います。
- ひきこもり状態にあるご本人やご家族同士の交流の場や、グループ活動を行います。
- 地域の相談機関、支援者等向けの研修や、技術支援、資料提供を行います。

秋田県子ども・女性・障害者相談センター

〒010-0864 秋田市手形住吉町3番6号

②018-831-2940 (代表) FAX 018-827-5231

※相談内容に応じて、適切な相談先をご案内いたします。

福祉相談・連携推進部 【身体障害・知的障害に関すること】	(身体障害者更生相談所)	8 018-831-2301
	(知的障害者更生相談所)	T 018-831-2303
精神保健福祉部 【こころの健康に関すること】	 (精神保健福祉センター) 	8 018-831-3946
児童女性相談部 【子どもと女性に関すること】	(中央児童相談所)	3 018-827-5200
	(女性相談支援センター)	8 018-832-2534

